

「未払い賃金請求訴訟」を全面的に支援し、給与削減・退職金切り下げ問題を闘い抜こう！！

—2013年度熊本大学教職員組合定期大会報告—

【8月1日に定期大会を開催】

8月1日（木）の18時から、くすの木会館にて2013年度の定期大会を開催しました。

開会挨拶において、新井執行委員長は全国の単組が起している「未払い賃金訴訟」支援の重要性に言及し、昨年度から継続交渉となっている臨時特例に対応した給与削減問題、及び、熊大使用者が組合との団体交渉を一方的に打ち切り強行した退職金切り下げ問題(2013年1月1日付)等を今年度の最重要課題として闘い抜くことを宣言し、熊大使用者との対決姿勢を鮮明に打ち出しました。その後、第一号議案「2012年度活動報告・決算・会計監査報告」、第二号議案「2013年度運動方針」、第三号議案「2013年度予算」、及び、第四号議案「役員選挙規程一部正について」が議論され、いずれも全会一致で承認されました。



【2012年度活動報告(第一号議案)】

10回にも及ぶ労協協議・団体交渉が象徴するように、昨年度は厳しい局面を迎えた年でした。臨時特例に対応した給与削減問題に関する労働協約を締結(7月31日)したとはいえ、組合はけっして給与削減に合意したわけではなく、熊大使用者に対して減額分の返却・減額率の圧縮・代償措置の実現を迫り、粘り強く運動を展開しました。しかし、いくつかの代償措置(2013年6月期の「臨時特例手当」等)を獲得することはできたものの、使用者は頑な態度を崩さず、交渉は平行線をたどりました。ただし、こうした賃下げが「高度の必要性に基づいた合理的な内容のもの」でも「社会一般の情勢」に合わせるためのものでないことを明確にしたことは、今年度の運動を展開していく上で大きな意味を持つものです。この議案

に総括された、給与・退職金削減問題の経緯、それに対応した組合の取り組みと獲得した成果、さらに、今後の課題を踏まえて2013年度の運動を押し進めて行くこととなります。

【2013年度運動方針(第二号議案)】

第2号議案では、委員長挨拶にもあるように、「昨年度の運動を継承しつつ、裁判闘争も視野に入れながら全国の他の単組と連携し、『臨時特例』に対応した給与削減問題及び退職手当削減問題を最重要課題と位置づけ、取り組みをこれまで以上に強化」して行くことを主眼としています。その上で、昨年度からの組合の要求事項を再確認するとともに、今年度の団体交渉はもとより、全国の単組(7月末の時点で8単組)が起した未払い賃金請求訴訟を自らの問題として全面的に支援し署名・募金活動に取り組んでいくことを確認しました。また、労働条件の改善については、改正労働法に対応した雇用期限問題、とりわけ、こぼと保育園保育士の雇用期限撤廃問題、さらに、組合が廃止を強く求めてきた無際限に再任を認めている教員任期制問題を重要課題とし、今年度中の要求実現を求めていくことを決定しました。

なお、未払い賃金請求訴訟に関しては、その争点は本学の課題と同じであり、判決内容が我々の運動にも大きな影響を与える可能性があります。具体的な取り組みのポイントをまとめれば、次のようになります。

1. 全大教が提起した「福岡教育大学教職員による未払い賃金請求訴訟の公正な判決を求める署名」活動に集中的に取り組む。すべての組合員が自らの問題として取り組む。具体的には、組合員一人につき5筆(署名用紙1枚)以上の署名を集める。学外の諸団体へも協力を要請する。
2. 組合ニュース『赤煉瓦』で訴訟速報シリーズを発行し継続的に情報提供を行う。
3. 裁判闘争支援の立て看板を設置し、裁判闘争に関する情報を学内外に知らせ、支援を広く呼びかける。
4. 裁判傍聴行動に積極的に参加し、裁判闘争を支援する。
5. キャンパス内に設置しているのぼり旗を情勢に対応した新しいものに変え、運動を盛り上げる。

さらに、これらの裁判闘争の結果は、国立大学法人における将来の労使関係のあり方に大きな影響を与
(裏面につづく)

赤煉瓦	熊本大学教職員組合	
	No.5 2013. 8. 7	内線:3529 FAX:346-1247 ku-kyoso@union.kumamoto-u.ac.jp http://union.kumamoto-u.ac.jp/

えるものでもあり、情勢を見極めながら熊本大学教職員組合として裁判闘争を起す可能性も視野に入れ、昨年度及び今年度の組合執行部を中心に熊大使用者に対して未払い賃金請求を行う準備をすすめるとともに、法律事務所（熊本中央法律事務所）と顧問弁護士契約を締結し体制を強化することも承認されました。

【2013年度予算(第三号議案)】

基本的な考え方は従来と同じです。今年度も、運動方針の具体化に要する活動(新規のぼり旗の作成等)を重点化し予算編成を行なっています。また、書記局体制の強化を図るための書記局員行動補助費、今後の団体交渉及び裁判闘争を視野に入れた法律事務所との顧問弁護士契約に要する予算を新たに計上しています。

【役員選挙規定の一部改正について(第四号議案)】

役員の候補者について従来は、「役員の候補者は、各支部において選出するものとする」(役員選挙規定第三条)としていましたが、これを「組合員は、各支部の推薦、あるいは、組合員1名以上の推薦によって役員に立候補することが出来る」と改正しました。この改正の趣旨は、各支部の推薦を経なくても組合員が役員選挙に立候補する権利を保証することにあります。これにともない、役員選挙規定第四条も改正し、役員選挙における候補者の立候補期間を設けることとしました。

【運動への積極的な取り組みを！】

今後、大会で承認された2013年度運動方針・予算に基づいた取り組みを具体化していきます。すでに、大会翌日(8月2日)には、「こぼと保育園保育士の雇用期限撤廃・待遇改善」と「教員任期制問題」に関する団体交渉申し入れを行いました。また、8月上旬には、「未払い賃金請求訴訟」支援を呼びかける立て看板を設置予定です。これと関連して、今年度の最重要課題の一つでもある「未払い賃金請求訴訟」を支援するための署名・募金活動も開始します。

臨時特例に対応した給与削減問題及び退職金切り下げ問題は今年度が正念場となります。これらの問題を闘い抜き、労働条件の改善を獲得するためにも、すべての組合員に、これまで以上の積極的な取り組みを求めます。